帰還困難区域(浪江町)に居住していたが、越境通学のために避難指示解除準備区域内の親族方住所に住民登録をしていた申立人ら(子2名)について、実際の生活の本拠は帰還困難区域内にあったものと判断され、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等の賠償が認められた事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下、「本件」という。)において、申立人X1、同X2、同X3及び同X4(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

#### 1. 精神的損害

- (1) 申立人X3の移住を余儀なくされたことに伴う慰謝料 金6,000,000円
- (2) 申立人X4の移住を余儀なくされたことに伴う慰謝料 金6,000,000円
- (3) 申立人らの日常生活阻害慰謝料の増額分 金540,000円

【期 間】自 平成23年3月11日 至 平成24年8月31日

#### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。) に対する和解金として、合計金12,540,00円の支払義務があることを認める。

# 第3 支払方法 (省略)

#### 第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対し て別途請求しない。

#### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年8月17日

(仲介委員 嘉本 益巳)